

第3分科会

13:30～15:30



社会的養護における子どもへの支援 ～里親による支援のあり方～

コーディネーター 花島 伸行氏 (日本弁護士連合会 子どもの権利委員会幹事)

パネリスト 卜蔵 康行氏 (みやぎ里親支援センターけやきセンター長)

小林 純子氏 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事)

地主 和宏氏 (社会福祉法人キリスト教育児院 乳児院 丘の家乳幼児ホーム 里親支援専門相談員)

村上恵美子氏 (現役里親)

花島 伸行氏 それでは、第3分科会を始めさせていただきます。

皆さんのお手元のプログラム、先ほど御案内がありました、資料としてご覧いただくのは40

ページ以下のところに私の資料と、それから43ペー



ジ以下に小林さんの資料がありますが、適宜その都度アナウンスさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず冒頭、この分科会を持ちます趣旨について、簡単に私のほうからお話をさせていただこうと思います。

昨年8月に政府のほうから、「新しい社会的養育ビジョン」というものが示されたことは、今日お集

まりの方も御存じかと思います。社会的養護の課題など改革をどのように進めるか、あるいは目標の年限を切って、具体的に改革を進めるということが盛り込まれて話題を呼んでおります。

例えば3歳未満の子どもについては5年以内、それから学校に上がる前の子どもは大体7年以内に里親さんへの委託率を75%にするということが突然数字で示されたわけです。ですので、このこと一つとっても、児童福祉の現場あるいは乳児院その他の児童福祉の関係団体などでは、中身についてもそうですし、そういう工程表で進むということが本当にどうなのだろうかということも含めて、活発な検討をされ、意見表明をなさっている団体もございます。

今日は、社会的養護の中で里親のところスポットを当ててお話をしたいと思うわけですが、このビジョンでも、今後ますます重要な役割が里親さんに期待をされています。では、一体その里親委託の制度というのは、現状がどうなっているのかということ。それから、その制度を担う里親さんに対する支援の在り方、ここは抽象的にはいろいろ言われてはいるのですが、生の声を今日教えていただくことによって、これからの制度にどうつなげていったらいいか。さらには、里親委託のところから自立をしていく子どもたちに対するケア、自立するまでのリーディングケアと自立した後のアフターケアにどのように関わるべきかというようなことについて、現場の生の声をお聞きしたいというのが、今回の分科会の狙いでございます。

ここで皆さんのプログラムの42ページの図をご覧いただけますでしょうか。今、社会的養護における子どもの側から見た流れという例を一つ書いてみました。いろいろなプロセスがある中で、この例は、生まれた子どもが実親さんによる養育を受けて、その後、何らかの事情で親子分離がなされて、一時保護所を経て、その後、年齢が低ければ乳児院に入所措置がされて、その乳児院に行ったお子さんの中で、いろいろな条件がそろって里親委託という形で委託先が変わって、里親による養育を経て、一番下の矢印、一番左が家庭復帰で実親さんのもとに戻るか、それとも実親さん以外の方と養子縁組をして法律上の親子になるか、あるいはこの一番右側の③と書いたところは18歳、措置延長ももちろんありますけれども、建前としては18歳になると自立をするか

と、大きくこういう流れをたどるわけです。

実は今日御参加いただいたパネリストの皆さんが、この図のどこに位置づくかということを最初に確認をさせていただきたいと思うのですが、この図の中で①、②、③と番号を振ったところの流れに沿って、今日はお話をさせていただく予定です。

①の部分は、里親委託の段階です。つまり乳児院による養育を受けているお子さんを里親による養育に移行する間をどう取り持っているかという部分については、実際に乳児院の職員として活躍されている地主さんからお話をいただきたいと考えています。

そして里親に委託された後、現役の養育里親として養育をなさっている村上さんには、まさにこの②の里親による養育の部分を語っていただきたいと思っています。

その里親による養育をバックアップ、後方支援の形で支援していらっしゃる活動に焦点を当ててト蔵さんに里親支援の在り方とか実態についてお話をいただき、最後小林さんには、里親のもとから自立をしていく、あるいはしていった子どもたちのアフターケアの事業に取り組んでいらっしゃる立場から、現状と課題について語っていただくと、そういう流れにスポットを当てて、今日はお話をいただこうと思っているところです。

皆さんこの図を見ていただいて、矢印が一番下のところ3本出ていますが、もともと里親委託される段階で、どういう狙い、目的でお子さんが里親に委託されるかということについては、実は厚生労働省のほうで何回か統計をとった経緯があるのですが、一番下の四角は3つ、家庭復帰か養子縁組か自立かという、3つのどれかに流れる子が圧倒的に多いわけですが、どれを念頭において里親委託されると皆さん思いますか。

実際の統計では、③の自立なのです。里親さんのところから自立させる、その間の養育、18歳までの養育をお願いする目的を持って里親委託をしたというように、統計上出てくるケースが過半数を占めている。なぜかと考えれば、左の家庭復帰の見込みがなかなか難しい、あるいは全く不可能というケースは、やはり里親さんに委託をして、そこで社会的養護での養育をお願いするというのに、どうしてもつながっているわけです。

ということは、里親委託をする期間は、どうして

も長期化します。18歳までに家に戻るのではなく、里親さんのご家庭から直接自立、独立をするという意味では、預かる期間というのはどうしても長期化します。実際に長期化するということが良いか悪いかということについては、アメリカの法制度では、なるべくその期間を短くして、養子縁組できるかどうかの努力を、里親にお願いしている期間に一生懸命行って養子縁組につなげるという法律が実際にあるわけですが、日本の場合は、実親さんと里親さんが両方並立してずっと進んでいきます。でもその結果、家庭復帰が難しいので、里親委託の期間が結果的に長くなるということが見てとれます。だからこそその里親さんの御苦労だとか、支援の必要性というところにスポットを当てて、今日はお話を聞きしたい。

駆け足で趣旨の説明をさせていただきましたが、ここからはたっぷりとパネリストの皆さんのお話を聞いていきたいと思えます。

まず、先ほどの流れ図の順々に、最初は地主さんのほうからお話を聞きしたいと思えます。乳児院の職員として年齢の低い被措置児童の養育に関わりながら、里親委託とか里親支援に関わっているお立場から、今日は発言をお願いしたわけです。

まず、地主さんが勤めていらっしゃる乳児院の特徴とか、そこでのやりとりについて、ざっと紹介していただければ幸いです。

地主 和宏氏 御紹介

いただきました丘の家乳幼児ホームの地主と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

今、花島先生からも話がありましたが、全国に乳児院が137、8あるかと思うのですが、その中で、うちでやっている乳児院の養育についてと、あとは乳児院での子どもたちの生活について、その辺をさらっと御紹介をしたいと思えます。

うちの乳児院、乳幼児ホームでは、担当養育制というものをとっています。これというのは、お子さんが児童相談所を通して乳幼児ホームに入所すると、そのお子さんに職員、大人を1人付けます。その職員は、乳児院にいる間は代わらない。一貫して

その子の担当を受け持つというものです。

その担当の職員を決めて、主にその職員との間にしっかりとした関係を作っていく。いわゆる愛着関係というところが主になっていくと思うのですが、そうした関係を作っていくということになります。

お子さんの中にも、家庭での関わりが不十分といえますか、生活環境が決していいとは言えないお子さんは少なくありません。乳児院職員との関係を築いていくことで、その施設の中でも、そこが安全であるということや、うちの職員の話は子どもたちに「チャーちゃん」と呼ばせているのですが、このチャーちゃんは安心だな、大好きだなと思えるような関係が作っていければいいと思っています。それを子どもたちが感じるような生活を送ることが大事なのかなと考えています。

乳児院は、昔だと大体2歳、3歳前にはお家に帰らなければ児童養護施設へという流れがあったのですが、現在は、乳児院でも大分措置の年齢が上がってきていることもあります。ということは、担当の職員もずっと長い間関わるというわけで、その担当職員との関係は深くなっていく、強くなっていくということが言えるかと思えます。

一つ御紹介しておきたいのですが、最近、施設のほうでも小規模ケアということで、だんだん大舎ではなくて小さいグループで、小さい単位で生活をしましょうということで、うちでも取り組んでまいりました。平成21年から、一番最初に立ち上げた小規模グループケア、そのホームの名前が「こあらの家」と動物の名前がついているのですが、そちらでは、できるだけ「こあらの家」で子どもたちの行き先、方向性を出せるようにと考えています。今、制度上は6歳まで乳児院に置くことができます。通常であれば、3歳ぐらいで方向性が出なければ、その上の施設ということにはなりますが、その「こあらの家」の取組としては、6歳まで置いて、できる限り生活の場を変えずに子どもたちの方向性が出るようにということで取り組んでまいりました。

私も最初の5年間、そこで携わらせていただいたのですが、そういった取組もしていることを御紹介したいと思っています。

次に、乳児院での子どもたちの生活を簡単に御紹介したいと思います。

施設ですので、やはり家庭と違うところが出てき



ます。その中で、子どもにとっては影響が大きいと思うところは、大人の顔が変わることですね、1日の間でも。例えば午前と午後の職員が変わる。担当の職員が午前中はいたとしても、お昼寝が終わるとその職員がいなくなってしまうというような状況がある。あとは、これも大きいですが、夜一緒に寝た職員が朝起きるといなくて、別の職員が対応するということが起きています。我々も仕事ということで8時間労働という縛りの中でやっているの、この辺はなかなか手のつけられないところだと思っています。

食事に関して言いますと、通常であれば台所でお父さん、お母さんが作るという風景があるかと思うのですが、施設ですので、調理室で全体の食事を作っています。それが食缶というものに分けられて配膳されます。現在では、お家であればこういうきれいなお皿に盛って、あたたかいものはあたたかいまま出るのではないかとということで、レンジで温めたり、みそ汁を温め直したりはできるのですが、なかなか食事を作る場面が見られないなど、そういう感覚が施設で生活していると持てないという現状があります。

生活の空間については、基本的にお預かりしているお子さんですので、事故やけが、特にやけどなど、十分配慮しなければなりません。そのために、できるだけ危険のない生活空間になっていきますね。今、特に大きい子どもたちの生活している空間では、手の届く場所には余り危険なものはないです。一般の家庭でも、はさみとかカッターなど危険なものを置かないように、恐らく気を付けるかと思うのですが、施設では柵もないなど、手の届くところに余り物がないという現状があります。

できる限り家庭に近い環境でということで、職員も工夫しながら、これはできるよね、あれはできるかなということで取り組んではいるのですが、それが今の乳幼児ホームの現状といえます。

花島氏 ありがとうございます。

今、乳児院の生活の様子、少しイメージしていただけたかと思うので、今日の話のテーマに早速入っていきたいのですが、乳児院で養育を受けていた子どもが里親委託につながる場面において、地主さんがどのように配慮や工夫をなさっているかというこ

とについて、具体的に聞いていきたいと思います。

今、お話のあった愛着をいろいろな工夫をしながら作っているお子さん、1歳、2歳のお子さんが里親に委託される時はどのような様子なのか、今、5歳、6歳までいるというお話もありましたから、物心つけばなおさらだと思うのですが、まずお子さんを預かる施設として、お子さんの目線への配慮として、どのようなことを考えているか御紹介いただけますか。

地主氏 今、子どもへの配慮ということでお話があったのですが、里親委託につながるお子さんへの配慮もあるのですが、そのほかの家族の面会がある場合の様子も、少しだけお伝えしたいと思います。お子さんの家族の面会については、基本的にはそれぞれのホームの中でしてもらいます。もちろん部屋を分けてということはするのですが、玄関があって、そこから家族が「誰々ちゃんのパパ、ママ」ということで入ってきて、その一室に通して面会をするのですが、里親委託になるケースのお子さんは、やはり家族の面会が極端に少ないですね。

片言しゃべるぐらいだとまだ理解できるかできないかというところですが、少し大きくなって2つ、3つぐらいのお子さんになるとそうした場面を見ながら、「僕のママは」とか、「私のママは」というような言葉を発するようになります。そうした現状を踏まえて、委託に向けたお子さんへの配慮ということをお話したいと思います。

花島氏 まさに今、おっしゃったように、まだ自分の気持ちを言葉にできない年頃の子どもの将来について、施設の職員として、どんな気持ちで実際に子どもの気持ちを代弁なさるのでしょうか。

地主氏 そうですね。決してうそについてはいけないと思いますね。ママは元気であるよとか、事実ではないことは伝えてはいけないとは思っています。多くは病気であったり、メンタル面の病気であったり、お家が生活できる状態でないようなケースもありますし、「一生懸命仕事で頑張っているからね」とか、そういったそのない部分、子どもに伝えられる部分を伝えていくということが現状かと思えます。

花島氏 それは実親の状態に関する情報をどう伝えるかという配慮の話ですね。

地主氏 そうです。

花島氏 それと、里親候補者とマッチングしていくことについての、お子さんの気持ちの代弁というのは、何か別の工夫はありますか。

地主氏 里親さんに子どもを委託するまでの間に、マッチングということがあります。これは施設のほうで主に交流するかと思うのですが、それについての配慮を少しお話ししたいと思います。これも月年齢によって違いがあります。小さい赤ちゃんであれば、中心になるのが大人の側の育児のスキルといいですか、ミルクを作ることや、ミルクの与え方、おむつの替え方、どうして泣いているかが分かるということなど、赤ちゃんに対するスキルを身に付けてもらうことが中心になっていくと思います。

そうした赤ちゃんに対する配慮であれば、例えば風邪を引いているから面会の時間を少し短めにしたり、健康状態が少しよくないので、面会を避けてもらったりというところはあるかと思うのですが、基本的に赤ちゃんについては、こうした感じで交流をしています。

あとは、先ほども申しました担当職員ですが、その担当との関係ができたお子さんについては、交流の仕方に少し配慮が必要になってくるかと思えます。第一には、そのお子さんの生活している空間、慣れた空間で交流をしてもらうというのが大事になるのかと思います。急に外に連れ出して、ここで交流しましょうということは、うちの乳児院では避けています。お家の中に入ってもらうと交流をするということが大切と思っています。

初回の顔合わせは、最初から「誰々ちゃんのところに来たんだよ」ということは伝えずに、「このお家見たいんだって。お客さん来るからね」ということで、子どもたちに名前も伝えてお家の中に入ってもらうということがあります。

その後は、「この間来た誰々さん覚えてる」と話をして、また遊びに来たいと思っていると子どもに伝えます。その次には「誰々ちゃんに会いに来たいんだって」と伝えて、徐々に徐々に進めていくこと

が大事なかなと思っています。最初から誰々ちゃんを目指して遊びに来てもらうのですが、今度は里親さんのほうからは「また来るからね」と伝えてもらう。次につなげてもらうということが大事なかなと思います。あとは、いらしてくれた里親さんの呼び方なども、少し気を付けなくてはいけないかなと思いますね。

里親委託の方向が出るまでに、実の親御さんが面会に来るケースもあります。パパ、ママというのを認識しているお子さんもいますね。そういった場合には、委託に向けた交流をしている里親さんを何と呼ぼうかという配慮が必要になってくるかと思えます。私たちのところであれば、パパ、ママはあくまで実の親御さんのことであって、交流を始める里親さんについてはできるだけパパ、ママとは呼ばずに別の呼び方を選択するように、里親さんとも相談しながら進めています。

面会交流が進んでいくと外出とか外泊とか、工程が上がっていくかと思うのですが、そうしたことも子どもにその都度伝えながら、「次はこういうことがあるんだ」、「どういうことが起きるんだよ」ということを見通しのつくように伝えながら進めていくのが大事なかなと思っています。

花島氏 そこからどのように委託につながっていくかということ、そのマッチングを通じて、もう既に委託先の里親さんと関わりを持たれるわけですね。そのあたりのことも御紹介いただけますか。

地主氏 どんどん関わりを持ってもらって、関係ができていって、さあ今度は里親さんのお家へということで、外泊もだんだん長くなっていくのですが、お家に行くときの「動機付け」と我々は言っているのですが、そういったところも大事になります。「大事な話があるんだよ」と口頭で話をすることもありますし、里親さんも同席してもらって、里親さんから伝えてもらうということもあります。年齢によっては紙しばいの的なものを作って、目で見て理解しやすいような方法を使って、「乳児院に来たけれども、一生懸命遊んでもらって大好きになったから、お家に行くんだよ」というような視覚から理解できるような方法をとる場合もあります。これも配慮というところでは大きいかなと思います。

子どもにとっては交流や外泊が始まると里親さん

のお宅での時間の経過があるし、帰ってきて施設での時間の経過もありますが、里親さんの家であったことを、我々職員と里親さんとでやりとりをします。施設の生活の中でも、こういうことがあったんだよということを里親さんに伝えていく。そうすると、その子のことをみんなが分かっているのです。どうということをして、どういうことがあったのか。どういことを伝えたのか、どういうお話をしたのかということなども伝えておくと、子どもにとっても自分のことを分かってくれる大人がいる、チャーちゃんこの里親さんとはとても仲よしだというように伝わり、とても安心して交流につなげることができる、委託につなげることができるかなと考えて大事にしているところです。

花島氏 ありがとうございます。

それは1歳児ぐらいでも、やはり丁寧にお話することで共有するということが十分にできるし、またそれを心掛けていらっしゃるということですね。ありがとうございます。

地主さんの立場では里親委託をすると関わりは終わりになるのか、その後の関わりもあるのかという部分はのでしょうか。

地主氏 その後は、主に児童相談所の職員の方と一緒になのですが、基本的には家庭訪問が大事になってくると思います。私は電話よりも、やはり顔と顔で会って話をしたいという思いもありまして、できる限り児童相談所で家庭訪問を計画したときは、私も一緒に行きたいということをお願いしまして、同行することが多いです。基本的には家庭訪問かなと思っています。



花島氏 今日御紹介いただいた乳児院の中での愛着の形成、まず最初の乳児院の措置の中で、場合によっては5歳、6歳まで、どう愛着を形成するかというお話と、その後里親委託につながると、今度は愛着の対象が当然ですけれども変わっていく、移っていくわけですね。今まで積み上げてきたものを次にバトンタッチすることの思いというのが多分あるのだらうと思うのですが、どのような思いでやっていらっしゃいますか。

地主氏 ちょっと格好つけたような言い方をすれば、「子どものために」ということです。我々も子どもと愛着を築いて、それをつなげるという働き掛けをしますが、我々も人間なので、情が移るところはありますが、でも基本的には子どものためにということでは大事にしています。あとは、できることなら子どもが乳児院で生活していた時間や、そういった経過も大事にしてもらいたいなと思っています。写真などを準備して、乳児院での生活の様子をアルバムにしてお渡しすることもありますし、もしよろしければ乳児院に遊びにきてもらうということをお願いしたりもします。そういう意味では、つながっていたいなという気持ちは、施設職員のほうでも、子どもにとっても、それは大事なかなと。すっぱり切るというよりも、つなげていくということが大事なかなという感じはします。

花島氏 逆にお子さんによっては、やはり1回できた愛着から離れることに対する、子どもなりの寂しさだとかつらさだとかという思いが実際に経験されることもあると思うのですが、その部分に対しては、どのようにお考えですか。

地主氏 そうですね、子どもには、一度家庭から離れる、親御さんから切られるという経験がありますよね。それで施設に来て、大好きなチャーちゃんと関係を築いていきます。乳児院にはいつまでもいられないという話はしますけれども、そこから里親につないでいき、「いつでも遊びに来ていいんだよ」とか、「いつでも電話ちょうだい」「手紙をちょうだい」など、そういったことは伝えたいなと思っています。その辺は、里親さんの考えもあるかと思っていますので、相談しながら、そうしたことは伝え、子

どもの気持ちも大事にしたいなというところにつながるかなと思います。

花島氏 一回できた愛着の絆というのは、里親委託した後も、いつでもフォローできるような態勢で関わるというお気持ちなのでしょうか。そういう気持ちでいると、実際に里親委託された後の関わりもやはり続きやすいものですか。先ほど家庭訪問を御一緒するという話がありましたけれども、子どもから見て、そこら辺の切り替えなどについて、委託後に乳児院の職員だからこそ掛かけられた言葉など何かありますか。

地主氏 そうですね、ちょっと今、思い付きはしないですけども、やはり委託して間もなくというのは、子どもも不安定だし気持ちも揺れると思います。そういうところにずかずかと、今まで関係を持った職員が行くというのは、私もいいことだとは思いません。ある程度は生活が落ち着いてからというところが基本になってくるかと思うのですが、施設で例えば3年、4年いたとなれば、別な家庭に入ってから、関係ができるまではそれぐらいの期間、もしかしたらもっとかかるかもしれないですね。そういう意味で、長いスパンで見ていただいて、我々もできるだけ切れないうつながつてはいたのですが、いずれ里親さんのお父さん、お母さんのところでしっかり愛着を築いていくのだらうなという考えの下で家庭訪問などもさせてもらっています。少し時間はかかるかと思うのですが、そういう緩やかな愛着の移行というのが、子どもにとっても優しいのかなという感じはします。

花島氏 当然そういう思いで関わっているということは、里親さんとの、里親候補者の段階での交流から、できるだけお伝えになって、里親さんには大体伝わるものですか。

地主氏 はい。伝わっていると思います。

花島氏 ありがとうございます。

地主さんのお話を受けて、では次は村上さんにお話を伺いたいと思います。

村上さんは、現役の里親として2人の女の子の養

育を現になさっているお立場から、今日は生の声をお聞きしたいと思ってお招きをいたしました。

まず、村上さんがそもそも里親に登録をなさろうと思ったいきさつなどを簡単に御紹介いただけますか。

村上 恵美子氏 今、御紹介にお預かりしました村上と申します。

先輩里親さんが「泣きの3年」とおっしゃいましたが、周りの方々に支えられて4年目に入りました。歴代の児童相談所の担当者様、支援センターけやきの相談員の先生方、里親の先輩方、そして未成年後見人の花島先生に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

登録の経緯についてですが、私ども夫婦は、子どもが欲しいと望んだのですが、授かりませんでした。2007年、熊本の赤ちゃんポスト「このとりのゆりかご」が設置されたとき、夫婦の子でなくても育ててみたいと漠然と考えるようになりました。そして2013年に里親認定、15年春、子どもたちが中学入学と同時に委託されました。

今、子どもたちは思春期真っ只中です。いろいろなことが起きて、そのたび思い悩んでいるのが現状です。今は、やりがいを感じる余裕がなくて、その都度悩みごとを乗り越えたり、乗り越えられずに抱えたまま、それでも楽しく暮らしております。

きっと、今が遠い過去になったとき、あのころは幸せだったんだなと気が付くのでしょう。将来、子どもたちにもそう思ってもらえたらなと、それを励みに一日一日を丁寧に過ごしております。

花島氏 ありがとうございます。

実際に里親登録をなさったのが、平成25年ということですかね。実際に里親委託が始まったのが、2年後の27年ですか。先ほど地主さんのお話でも、マッチングまでの交流のお話がありましたけれども、その中で、こういう支援があつてすぐよかつたとか、こういう支援がなかつたけれども、こういうのがあつたらよかつたなというのは、何かありますか。委託されるまでの、実際の期間。



村上氏 委託されるまでですか。

花島氏 この2年の間、いろいろあったと思うのですが、あるいは今のお子さんの話が来てから、実際に一緒に住むまでの間の関わりで、こういう支援を受けたとか。実際にお子さんは、児童養護施設から里親委託になったということで、乳児院ではないけれども、児童養護施設の職員による支援など、そういったもので心に残っていることや、これが足りなかったということはないですか。

委託を受けるまでに、十分な心の準備ができたか、施設の方からこういう支援があったのがよかったなどということは、何かありますか。

村上氏 委託を受ける前、マッチングする前は、児童相談所からは一切連絡がなかったもので、本当に委託されるのだろうかかと、ずっともやもやしながら過ごしておりました。

花島氏 それで突然連絡が来たという形ですか。

村上氏 そうです。それからは、施設のほうで、気仙沼なのですが、大変お世話になりました、それはこの後に言おうと思っていました。

花島氏 ええ。では、続けてどうぞおっしゃってください。

村上氏 必要な支援について、提案及び要望が三つあります。

一つは、未委託を含めた里親のスキル向上についてです。里親認定後、講演会や勉強会など開いていただいているのですが、子どもたちと接する実践の場をもっと増やしてほしいです。児童福祉施設でのイベントのお手伝いや、グループホーム、里親宅を子どもがいる時間帯に訪問できないものではないでしょうか。私自身、子どもたちがお世話になった気仙沼の旭が丘学園さんと、職員の方の子どもたちへの対応を見て学ぶことが多かったからです。子どもたちがその日あった嫌なことを話して聞かせたとき、先生はそれをユーモアで見事に切り返していました。子どもたちが笑顔に変わった瞬間です。シリアスの中にユーモアを。失敗を笑いに変える。深刻な話ほどなるた

け陽気に話す。これは私の子育ての基本となっただけではなく、生きていく上での信条になりました。児童福祉施設の先生方や先輩里親が、どのように子どもたちに接しているのか、実際に現場で体験する機会があるとお手本にできると思います。私のように、子育て経験がない者には、里親研修だけでは不十分です。

これが、よかったなと思うことです。

花島氏 なるほど。そうですね。いきなり交流と言われても、生活のイメージが持ちにくいですがものね。

村上氏 もう少し接する機会があってもよかったかなと。

花島氏 回数がもっと多ければ、なおよかったという感じですか。

村上氏 あと、委託後ももっといっぱい実践の場を与えてほしいなと思います。

花島氏 委託するまでの間も、里親候補者さんのお家にお泊りに来るというよりも、今の施設での暮らしに里親さんが入って行って、そこの生の生活を体験することって、案外学ぶことが多いということですかね。

村上氏 それです、はい。そういうことです。

花島氏 そうなのももっと増えたらいいなことと、あと委託された後の交流については、何か壁になっているものってありますか。委託を受けた後も園と交流したいという思いがあるわけですよね。

村上氏 とても、私は恵まれておりました、その後も本当にレスパイトで旭が丘学園さんのほうは利用させていただいたり、様々なイベントに参加させていただいたり、あと家庭訪問に来てくださったりと、本当に長い御支援をいただいているので、大変感謝しております。

花島氏 そういう形で児童養護施設とも、今、お子さんも含めて付き合いが続いているということですね。

村上氏 そうですね。

花島氏 さっきの地主さんの乳児院の話をそのまま当てはめるようなイメージに。

村上氏 そのとおりです。本当に感謝しております。

花島氏 なるほど。ありがとうございます。

実際にそれでお引き受けになって、生活を始められた中で、さっき「泣きの3年」というふうにおっしゃいましたけれども、今振り返って、泣いたけれども今だから笑って話せる、子どもとの関係でつらかったことはなんですか。

村上氏 やはり、園に帰りたと言われることと、あと田舎のほうにおじさんが住んでいますので、田舎に帰りたいたと、気に入らないことがあるとってくるたびに、ちょっとつらかったです。

花島氏 決めゼリフのように、「じゃあ帰りたいた」と言われると。

村上氏 もうそれを言われたら、こっちは何も言えないぞみたいな。

花島氏 実際に委託されたときは何年生でしたか。

村上氏 中1です。

花島氏 中学1年生で、しかもきょうだいで2人一度に委託を受けられたんですね。それはどうやって乗り越えたのですか。

村上氏 乗り越えていないと思います。

花島氏 乗り越えていない。

村上氏 はい。乗り越えないまま、もう完璧な元気じゃなくてもいいかなと思ってまして、もう乗り

越えられるものと乗り越えられないものと、それでいびつな形ながらも何とか前に進んでいければと思います。

花島氏 それが生の声なのですね。ただ施設に帰りたいたということと、先ほどおっしゃった施設の方との交流が今も続いていることということは、何かオーバーラップさせていいほうに向けるというようなことは、今はできる面もあるのですか。

村上氏 あと、帰りたいた、帰りたいたと言っていたときに、1年目に本当に私、恵まれておりました。施設にレスパイトで預かっていただいたとき、職員の方々が本当に普通に、特別扱いせず接して下さったみたいで、子どもが「園も結構大変だよな」みたいになり、それからは帰りたいたと言わなくなったので、それはもう本当に感謝しております。

花島氏 お子さんたちは、園で何に出会ったのでしょうか。

村上氏 お手伝いさせられたり、お客様ではなく、そこに住んでいる者として洗濯物の手伝いや、あと小さい子の面倒を見させられたりしたということです。

花島氏 少しお姉さんの目線から養育する側の苦労なども分かって帰ってきたということでしょうか。

村上氏 はい、そうです。それでも「結構大変だよな」みたいに言っていました。それで、本当にその点でも感謝しております。

花島氏 ありがとうございます。

今、レスパイトという話がありましたけれども、実際の現役の里親さんとしてのお子さんの養育の中でのレスパイトケアの大切さなど、御要望がおりますよね。そちらにも触れていただけますか。

村上氏 情緒的サポート、心のケアについては、去年、里親支援センターけやきが設置されたことで、かなり充実してきたと思います。けやきの相談員の先生方のおかげだと感謝しております。

反対に、手段的サポート、実際に里親が体調不良になったときなどのフォローが手薄だと思います。早急に受け皿、レスパイトの完備を要望します。特に、身体的、精神的ハンデのある子どもはレスパイト先がなく、実際レスパイトを断られたケースもあります。

そして、委託間もない里親さんのフォローです。委託されたばかりのとき、どの里親さんも一生懸命です。頑張りすぎて体も気持ちもいっぱい、いっぱいになります。一時、子どもと離れて休息することで、元氣と平常心を取り戻せると思います。

花島氏 ありがとうございます。これは切実な声として受け止めなければいけないと思いますし、きちっとした受け皿や制度というものは、まだまだ整備が足りないということでしょうか。例えば、お住まいの地域は施設からは大分離れていると思うのですが、それでも施設との距離を超えてでも、やはりそこに行ける安心感というのはありますか。

村上氏 かなりあります。

花島氏 つながっているという意味ではね。

村上氏 利用しなくても、何かあったときは受けてくれる人がいるという安心感で頑張れるというのがあるので、先輩里親に聞くと、特に体に障害を持ったお子さんなどを預かっている先輩里親は、本当にレスパイトの受入先がなかったり、断られたりしてつらい思いをしているので、本当に何とかしてほしいと思います。

花島氏 そうしたケースを必ず受け入れられる施設というのが、今の制度の中ではないのですかね。

村上氏 ところが、里親募集の際には、何かあったときはレスパイトがありますよというのを一番に掲げているのです。それを言ってしまっているのかみたくないな。

花島氏 最後のセーフティネットという面もあるのかもしれないですね。

村上氏 全然完備されていないのに、それ言うかというのがあります。本当に何とかしてほしいと思います。

花島氏 それは、目標に応じた制度の拡充が必要だということで、今日はその声を発していただいたということになるかと思います。

あと、今、村上さんが養育里親という形でお引き受けになっているお子さんたちは、いわゆる虐待で親子分離されたというようなケースではないですね。

村上氏 はい。

花島氏 どういう形なのかというのは、お話しできる範囲で御紹介いただけますか。

村上氏 震災で親を亡くして、施設を通してうちに委託されました。

花島氏 そういう意味では、養育する親御さんがいなくて、その後を引き継ぐという形で、施設を経て養育されているというパターンですよ。

でも、実際に虐待の経験がないから、ずっと普通に当たり前に養育が進むものかということ、そうではない御苦労がたくさんあったということですよ。その意味では、もう少し専門性を身につけて養育したいという意欲が、先ほどの話からも出てくるのですが、その点についての要望はいかがですか。

村上氏 それでやはり、二つ目の要望なのですが、専門里親の増員を要望します。今、専門と養育の境界線が曖昧で、専門里親に委託すべきお子さんを養育里親に任せているケースが見受けられます。聞くと、専門里親の数が圧倒的に少ないそうです。そして、専門里親になるための研修が東京でしか受けられないとのこと。地方でも、専門里親の研修ができるように要望します。

花島氏 ありがとうございます。

皆さんのお手元にある資料の41ページを見ていただけますか。これは私が作った図なのですが、日本のパターンの④と書いてある部分です。日本の④

というふうを書いてあるパターンが、村上さんが経験されているパターンに近い図になります。実親さんが亡くなられて、その後里親委託を受けてずっと養育をされているということです。

実際に虐待とは違うにしても、震災で身内を亡くされたお子さんの心の傷というものにどのように対応するかという部分で、御自分の専門性を身につける機会があったらいいなと実感したようなことは、あるのではないですか。

村上氏 普段とても元気な、毎日元気な子どもたちですが、2年生のときに、震災学習がありまして、被災地を実際にめぐって一時期落ち込んだときがあり、もう私にはどうしようもなかったのですが、そのときは、当時担当の児童相談所の心理司さんに来ていただいて、とても助かりました。そのときも、児童相談所は忙しいので、すぐに来てもらえないと思っていたのですが、そういうお話をしたところ、もう次の日にすぐに、「そっちに行く用事があるから行けるよ」というような感じで気軽に、本当はおそらく、いろいろ相談して来てくれたのでしょうかけれども、こちらの心の負担にならないように、そのようにおっしゃって来ていただいて、やはりプロの人たちはすごいなと実感しました。

花島氏 そこはもう里親御本人ではなくて、つながることができる職員につないでフォローをしてもらうことができたということですね。

村上氏 はい。やはり心理司さんの力に感謝しました。



花島氏 実際に、震災孤児と言われるお子さんのフォローは、どのような準備があれば万全かというのは、余りかちりしたものがないのかなとも思いますがよ。

村上氏 そうですね。ただ特別視しないということだけ、心掛けています。自分たちだけが特別なのではなくて、誰もが特別なわけで、だから特別視しないと。みんな生きていればいつかぶち当たる悲しいことというのはありますから、だから普通に接するようにしています。

花島氏 そうすると、さっきの専門性を備えた専門里親を増やしてほしいということの中身は、何か特別なことではなくて、もっと子ども一般について学んだり知ったりする機会を増やしてほしいということですか。

村上氏 そうですね。余りにも里親教育が足りなさすぎるというか、未熟なまま認定をもらっていますので、もっと認定までの研修期間を手厚くするか、もしくは認定後の未委託の間に、勉強会だけではなく実践の場を増やしていただきたい。スキル向上につながると思うのでしていただきたいと、強く願います。

花島氏 現場ではやはり、登録をしてから、まだ委託に至らない間というのは、余り実践をしたり子育てに触れたりする機会というのは提供されてないのですか。

村上氏 特に、実子がない私のような里親は、本当に苦勞すると思います。それで、先ほどのレスパイトの話に戻りますけれども、一つの提案として、そうした未委託の里親さんをレスパイト先の選択肢の一つに加えてもらえないかなという案も考えており、提案します。

花島氏 それは、現役の里親さんのレスパイトにもいいし、待っていらっしゃる方の学びの場にもなるということですか。

村上氏 スキル向上にもなります。そう簡単にはい

かないでしょうけれども、そういうのがあったらなと思っています。未委託の里親さんは、本当に今か今かとずっと待っていますが、全然連絡がなくて、どうなっているのだろうという不満も聞きますので、週末里親や季節里親ももう少したくさん活用して使ってもらいたいなと思っています。

花島氏 ありがとうございます。そうした意味で、現役の里親さんとして児童相談所とのつながりはあるのですか。

村上氏 はい、あります。

花島氏 お子さんに対する担当のワーカーさんもいるし、里親さんに対応する児童相談所の中の職員の方もいらっしゃるのですよね。

村上氏 はい、いらっしゃいます。

花島氏 例えば、宮城県だと何人ぐらいそうした里親さんの担当の方がいらっしゃるのですか。

村上氏 私に対しては1人付いていただいています。あと子どもたちも一人一人心理司の人に付いてもらっています。

花島氏 里親さんを担当している児童相談所の職員の方というのは、何人もたくさんいるのですか。

村上氏 窓口は1人です。

花島氏 そこを増やしてほしいというようなことはありますか。

村上氏 それはもちろん、多ければ多いほどとは思っていますが、人手不足ですごく大変そうです。

花島氏 子どもに対する担当も十分な人数ではない中で、大変かもしれませんが、ただ、里親さんについて言うと、子どもの担当のワーカーさんに全部相談できるわけではないのでしょうか。

村上氏 そうですね。ただ私のときは、本当に恵ま

れていまして、子どもの心理司さんが私の相談にも乗ってくださるというのもありましたので、本当に臨機応変に対応していただきました。

花島氏 それはそれで助かったけれども、里親さんが相談できるような窓口になれる人も、頭数が増えるともっといいなということですかね。

村上氏 そうですね。周りの先輩里親さんの話を聞いていると、やはり少し相談しにくいというのもあるようです。

花島氏 今、村上さんの御経験からすると、一番、一番でなくてもいいのですが、相談できる先というのは、指折り数えてどんな方が思い浮かぶか、少しおさらいしてもらっていいですか。

村上氏 やはり、けやきの職員の方が一番相談しやすいです。

花島氏 里親支援センターけやきの方。これは卜蔵さんに後でお話を聞きましょう。それから。

村上氏 あとやはり、児童相談所の担当の方と。

花島氏 さらに元の施設の職員の方とのパイプ。

村上氏 そうですね。あと、今、住んでいるところの管轄の中央児童相談所の方にもいろいろお話を聞いていただいているので、私は本当に窓口がたくさんあって、それから花島先生にもいろいろ相談に乗ってもらっていますので、本当に恵まれています。

花島氏 そういう意味で、これから里親で委託を受けようという方が、そういうところにつながるための何かポイントなどありますか。ラッキーだからつながったのですか、それとも村上さんのキャラもあるのではないですか。

村上氏 いえいえ、もうラッキー、本当に幸運でした。あともう少し里親同士がコミュニケーションをとればいいというのは、私たちの課題です。

花島氏 横のつながりですか。

村上氏 そうですね。

花島氏 村上さんは、いわゆる里親サロンなどはいらしたことはありますか。

村上氏 割と積極的に出ているほうだと思います。

花島氏 積極的に行ける方と、ちょっと二の足を踏んでしまう方というのは、それこそ性格とか人付き合いによっても大分差があるのかなと思います。

村上氏 あとお仕事がフルタイムとかですと、平日にあったりするので、なかなか休みづらいかというのがあります。

花島氏 そういう意味では、お仕事をもちながら養育している方のために土日に実施されるものも、もっと増えるといいのでしょうか。

村上氏 そうですね。

花島氏 どうも生の声、大変ありがとうございます。

さて、今お話が出ましたが、里親さんに対する支援を行う「みやぎ里親支援センターけやき」という組織でセンター長をなさっているお立場から、卜蔵さんにお話をお聞きしていきたいと思えます。

いろいろと広い事業に携わっていらっしゃると思うのですが、今日のお話としては、今のお話を受けて里親さんへの支援をどのようになさっているか。その柱としてどんなことをなさっているかから、まず御紹介いただけますか。

卜蔵 康行氏 里親支援センターの卜蔵です。よろしくお願ひします。

初めに、簡単に支援センターのことをお話ししたいと思います。

これは、宮城県の県単事業です。里親等支援センター事業は、平成28年



度の1月から県が事業化して公募事業で始めました。この「けやき」は、初めにお話しした地主さんと同じ仙台キリスト教育児院の中の一部門といひますか、一施設としてあります。私は里親会の会長もしているのですが、そもそもこの公募事業があったときに、里親会の中で、やはり里親支援ということに支援のニーズを知っている里親自身の中に関わりたい、関わる必要があるということに、里親会で手を上げたいとなりました。しかし、里親会だけではとても運営実施できるものではないということに、キリスト教育児院にお願いをして、一緒に手を上げていただいて、施設と里親会と共同で実施するという形に、ただ里親会は任意団体ですので、仙台キリスト教育児院に事業の委託先となって実施していただいたという経緯です。ですので、里親会もその中でいろいろな事業を考えていく、組み込んでいく中で非常に大きな関わりを持っています。

けやきの事業としては大きく4つあります。里親制度の普及啓発というところで、里親の開拓です。以前は児童相談所がやっていたものですが、現在は児童相談所は一切行わないで、こちらのけやきで行っています。

それと里親委託推進というところで、未委託里親の家庭訪問を行っています。それと、里親支援強化というところで、さまざまな研修会を開催したり、里親サロンなど里親の交流事業を大体毎月1か所、2か所でいろいろな里親会との連携による事業をやって、そこには里親だけではなく子どもも一緒に参加しています。参加者の多い事業ですと6、70人出たりしています。里親サロンは村上さんも参加していただいて、大体15名前後ぐらいの里親サロンを毎月1か所どこかでやっています。

基本的には、里親制度の普及啓発はけやきだけでやっていますが、ほかの部分には、児童相談所からの業務をこちらで全部を受託してもらってというよりは、児童相談所で手の回らない部分をけやきで補完するというようなイメージで行っているところです。

花島氏 ありがとうございます。定期的なサロンや何かに集まってくれる里親さんが10人以上いらっしゃるという御紹介がありましたけれども、不意の相談だとか、緊急の相談事の持ち込みとかに対応もなさっているのでしょうか。

ト蔵氏 やっています。電話や、あるいは来所して相談に来られる方もいますし、中には家庭訪問してほしいということで実際に家庭訪問するケースもあります。それこそ「里親登録を考えているんだけど」ということで里親希望者の相談、それからマッチングが始まって、例えば子どもが懐くのに時間がかかって大丈夫だろうか、どうしようかという相談であったり、あとは委託を受けてからの様々な養育相談、それと自立を控えた方の進学や就職、それで使えるいろいろな制度などの利用についての相談など、様々です。

花島氏 今、お聞きすると、もう何でもありという感じがするのですが、今の制度の中で、そうした相談を受ける役割は、本来どこが担ってきたのですか。

ト蔵氏 これまでは第一義的には児童相談所が行って、あとは里親会の中で個別に個人的に相談を受けるといった形でやっていたかと思います。

花島氏 その一部が事業化され、先ほどの説明は言い方に工夫があったかと思うのですが、必ずしも委託があるわけではないけれども、広くフォローをする活動を積極的にけやきのほうでなさっているという意味になるのでしょうか。

ト蔵氏 そうですね。

花島氏 そのあたりは、事業化の見込みはあるのですか。普及啓発を超えて、もう実際に様々な場面で相談に対応したり、あるいは未委託里親さんの家庭訪問にも行かれたりするという話でしたけれども。

ト蔵氏 国の方針の中で、フォスタリング機関というものを平成32年までに全国展開というのが出ています。けやきとしては、県とも話をしながら、今はマッチングの部分にけやきに関わるということができていないのですが、やはり顔の変わらない支援というところで、里親登録からマッチング、委託そして自立に向かってというところで、継続的に包括的にけやきに関わっていけるような、そうしたところで国の示すフォスタリング事業を担っていけるよ

うにと、こちらとしては願っているところですね。

花島氏 フォスタリング機関という言葉が新しい社会的養育ビジョンにも出てきて、それを整備しているという流れを先行して実践されているという意識でやっていらっしゃるのでしょうか。

ト蔵氏 はい、そうです。

花島氏 そうすると、マッチングの前のリクルートの段階から委託後の里親の支援まで、全部が対象になるようなイメージになるのは、ある意味当然なのではないでしょうか。

ト蔵氏 そうですね。

花島氏 ト蔵さん自身も、里親の御経験がおありですよね。

ト蔵氏 はい。

花島氏 ファミリーホームの運営も含めてですか。

ト蔵氏 そうです。私自身は里親経験が長いのですが、三十何年里親をやって、宮城県が平成17年から県のファミリーホーム事業を始めて、その後国のファミリーホームに移りましたが、ファミリーホーム自体は13年ぐらいやっています。

花島氏 そういう御経験があって、今の里親支援センターに関わっていらっしゃるわけですが、御自分から見て言いづらいかもかもしれませんけれども、里親さんからの評判や、利用される方にこういうところがとても良いというふうにPRできる部分はどこでしょうか。

ト蔵氏 けやきの今の立ち位置は、児童相談所と里親の間に入り、そこで里親側の立場に立って、かつ児童相談所のことも理解しながらやっています。それで、児童相談所は、多分けやきができた当時は、もしかしたら戦々恐々として何をやるのだろうかと思っていたところがあったかもしれませんが、間もなく2年になるわけですが、児童相談所の方にもけ

やきの事業を信頼していただいて、児童相談所からもオーダーが入って、未委託里親の家庭訪問も児童相談所からやってほしいということで始めたことです。あと、児童相談所の方から相談が入るということもあるので、信頼していただけるのかなと思っています。

それと、多くの里親さんから「けやきができて本当によかった」という言葉をいただいているので、それにもっと応えられるようにと思っています。

花島氏 ありがとうございます。先ほど村上さんから、利用者の立場からのお話がありましたけれども、里親さんが抱えていらっしゃる悩みで、相談を受ける立場として、こういうことは皆さんに知っていただきたいというような、相談内容の特徴というのはありますか。

ト蔵氏 相談内容は本当に様々です。ただ、児童相談所に話したけれども対応してくれないというような話は、正直出てきます。児童相談所も忙しいし、里親の業務は本当にごく一部ですから、ケースワーカーの方も大変だということは重々理解しているのですが、その部分で里親さんの困り感に寄り添った対応が求められるというところです。

それと、例えば制度のことで、里親さんはどうしても知らない部分が多いです。例えば、使える制度を教えてあげて、利用できるようにする。障害のあるお子さんがいて、病院に通院しなくてはいけないときに、今は通院の費用などが出るようになっていますが、里親さんは知らないのです。児童相談所からそれをきちっと説明してくればいいのですが、そういったことが行われてないようなときに、里親さんが大変ですという状況になったときに、「今はこうで公共交通機関を利用した計算ですけど、出ますよ」ということを教えてあげるなどの情報提供であったり、実際に子どもの養育で困っていることへの具体的な相談であったりと、いろいろです。

花島氏 ありがとうございます。

そういう意味で、児童相談所と里親の間に入って、両方見える強みで活動していらっしゃるというイメージにお聞きしましたけれども、村上さん、今のお話を伺って、何かコメントはありますか。

村上氏 顔の変わらない支援というのが、やはり大きくて、どうしても児童相談所だとせっかく親しくなったのにまた違う人に担当者が変わってしまうので、こちらも対応が大変ですが、けやきさんはいつも同じ先生方で、前の続きの話を気軽にでき、本当に何でも相談できるので感謝しております。

花島氏 そういう意味で、どちらかがやればいいというのではなくて、顔の変わらない相談機関と、本来の措置元の児童相談所と、両方力を合わせていいところを出し合えるといいという話が、今、伝わってきました。

村上氏 やはり里親が声を上げていい、意見を言える窓口や、場所がたくさん増えたほうが本当にいいと思っていました。今までは児童相談所だけだったので、本当によかったと思います。

花島氏 実際、児童相談所と里親さんの間でも、お子さんのアピールの仕方によっては、養育の中身を疑われたり、里親としての養育に問題があるのではないかと見られたりして、それを児童相談所には相談できなくて悶々とするという里親さんの声は私も聞くのですが、そういう意味でも、やはり第三者的な、外の民間の相談窓口というのは重要ですか。

村上氏 はい。

花島氏 ありがとうございます。ちょっと結論を私我先取りして押し付けたような感じもいたしますけれども、ありがとうございます。

ト蔵さんからは、今やっぴらっしやる里親支援を制度化、事業化してフォスタリング機関として位置づけていくということ、先ほどお話がありましたけれども、ほかに何か、課題や要望はございませんか。

ト蔵氏 フォスタリング機関ということになったというのは、やはり児童相談所との連携がすごく大事になってくると思います。いろいろな子どもの情報であったり、仮にフォスタリング機関をけやきでやるようになったとしても、全部を引き受け、措置だけは児童相談所でお願いしますというようなことに

はならないと思います。そこできちっと児童相談所と連携しながらやっていくということは、とても大事なことだと思っています。

それと、村上さんが先ほど言っていました、里親さんが一人で抱え込まない、孤立しないという、いろいろな里親さんがつながりを持つことが必要だと思っています。児童相談所はもちろんですし、里親の仲間、あるいはけやき、そういった部分で、よくチーム力と言ったりしますけれども、いろいろなつながりの中で里親さんが抱え込まない、孤立しない体制を作っていけるようにしたいと思っています。

今は、新たに委託があったときには、里親申請はけやきという相談先があって、いつでもそこに相談してくださいというようなことを児童相談所からも紹介して案内していただいているところで、実際にこちらに相談が来ることもあります。相談があった場合には、必要な部分は児童相談所にフィードバックするというように、きっちりと情報も共有しています。

里親会からいろいろな場面で、けやきにこういうことをやってほしいという要望が直で入ってきます。例えば、先ほどのレスパイト制度がなかなか使えないというような話があります。これはまだ県との間でこういうのはどうですかというようなやりとりをしている段階ですが、例えばレスパイトできる里親さんを登録して、その中で「私は小学生以下だったらいいです」とか「大きい子でもいいです」とかというリストを作っておいて、そして里親さんからレスパイト希望があったときには、けやきを窓口として紹介していくとか、そこにはもちろん児童相談所も入ってもらわなければならないのですが、そのようなやり方は考えられませんか、県に今、話を持っていくところですか。いろいろな里親さんから、もっとこうであつたらいいというような意見が入ってくるので、それを形にできるものには形にして、県のほうにこういう形はできないでしょうかと問合せをするということもやっています。

花島氏 声が集まる場所だからこそ、つないでいけるという強みを、ぜひ生かしていただけたらいいなと思います。どうもありがとうございます。

今までの話で、震災の話が少し、村上さんの話でも出てきましたけれども、宮城では7年前の震災で

両親を亡くして、いわゆる震災孤児になったお子さんがその後どうケアをされているかということについても、宮城以外からお越しになった方への発信としてお聞きしたい部分があります。津波で両親が亡くなってしまったお子さんのおじいさん、おばあさんや、おじさん、おばさんが、いわゆる親族里親とか養育里親の形で一緒に生活を始めるケースが多々あったと私も聞いておりますし、親族の方で里親をやっている方がいて、そういう方からの相談だとか、今、置かれている現状についてもト蔵さんが御存じのことがあれば、御紹介いただけますか。

ト蔵氏 里親制度を利用している親族里親、あるいは養育里親さんたちですが、宮城県では、震災の年の11月に、里親会で県から委託を受けて親族里親の支援事業を始めました。翌年の3月から沿岸部、石巻や気仙沼で親族里親サロンを毎年8回開催してきました。

振り返ってみると、やはり一つは、震災の直後はおじいさん、おばあさんあるいはおじいちゃん、おばあちゃんが、御自身が息子、娘であったり、例えばいところを亡くしたりということで、子どもを預かっている養育者自身の喪失感といいますか、そのダメージがすごく強かったのが、本当に印象的でした。サロンに出ている私自身が、何ともいたたまれない気持ちになったというのがあったのですが、それがだんだん年の経過とともに、その部分はなかなか癒されない方もいますけれども、落ちついてきました。そして子どもの養育に関する戸惑い、特におじいちゃん、おばあちゃんであれば、孫をかわいがっていればよかったのが、今度は自分が親となってしつけをして育ててくれないといけないという部分が出てきて、学校も自分の子育てした頃とは全く状況が違って、すごく学校での戸惑いもありました。

そうした中で、サロンに出てきて、いろいろな困りごとや思いを吐き出して、参加される方からは、これがあってよかったということ非常に多く聞きました。そして、周りの方にはなかなか共有しにくい震災孤児を育てているということ、サロンに出てきた里親さん同士のつながりの中で共有ができたということで、ピアグループという位置づけですが、すごく役に立ったのだらうと思っていますところ

ちょうど先週、東松島というところで親族サロンがあり、ずっと小学生から育てて、今、高校3年生、就職が決まった直後の方が出てきて、「ここがあって本当にいろいろなお話や相談できて、本当によかったです」ということを言っていたので、続けてきてよかったなと私自身も感じました。

高齢で養育されている方たちは、中には80代くらいの方もいたというところで、サロンを始めた頃、「この子が大人になるまで自分が果たして育て終えられるのだろうか」というような不安を持っていた方たちもいましたし、中には実際にそんなに年配でない方が病気で亡くなられたケースであったり、病気になるという話は出てきています。

ただ、少なくともサロンに出てきてくださっている方たちは、非常に安定して、こちらも勉強させていただくような、本当に丁寧な子育てをされている方が多く、すごく感心させられる部分がたくさんあって、私自身もずっと続けてよかったと思っています。

花島氏 ありがとうございます。

一般に親族里親というふうに言われると、何か他人様の子どもを預かる養育里親より楽なのではないかとか、もともと絆がある分、大したことないのではないかというイメージで、字面だけで、もともと分かり合った間みに誤解されがちだと思うのですが、やはりさっきおっしゃった年齢や世代のギャップのこともあるようですけれども、今、高齢化ということで相談を受けることや、全体の傾向で心配なさっていることはないですか。

ト蔵氏 私の知っている限りでは、高齢化で困っている方はいません。ただ、一度、石巻の方で相談を受けたときには、自分が孫を預かっているけれども、養子縁組をして、もう親族里親は解除された。だけど、自分ががんになってしまって、この子を多分ずっとは育てていけないと思うので、どうしたらいいかという相談を受けました。そのときはまだけやきはできてなかったのですが、里親会の事務局として私に相談が来て、その方とお話ししたことがありました。それで、一般の養育里親を利用しての里親委託など、そういったことも考えられるので、そのお話を説明して、児童相談所につないだというような

ケースはありました。

花島氏 次のつながりが見えるだけでも安心なされるでしょうね。ありがとうございます。

震災孤児に特有の事情として、全国から寄せられた義援金、支援金、奨学金等、そういったものがお子さんの財産として蓄積されていくけれども、里親さんには財産の管理まではお仕事として及ばないということですので、そういった面の心配やケースに触れられたことはないですか。

ト蔵氏 その直接の相談を聞いたことはないですけれども、二十歳過ぎた子どもにお金を渡したら、高級車を買って数週間で1,000万単位でお金を使ったような話は聞いたことはありました。おそらく実際に養育されている方たちは、子どもたちが二十歳過ぎてそれだけのお金を手にしたときに、きちっと健全に生きてくれるだろうかという心配をされている方はいるのではないかと思います。

花島氏 村上さんが養育しているお子さんの未成年後見人として私が裁判所から選任されているのは、財産管理の部分を私がおまかせさせていただいて、生活は里親さんのところとするという、そういう役割分担があつてのことですけれども、親族でやっている方の苦勞というのは、村上さんはちょっとパターンが違いますけれども、村上さんの立場から見ると、そういう役割分担について何か思うところはありますか。

村上氏 二十歳で未成年後見人の関係がパツツと切れてしまうのは、とても心配なので、その後も継続して財産管理をお願いできないかと思っています。

花島氏 二十歳になるということは、大人になって自分の財産を自分で管理、処分できるということですから、だからこそ高級車を買ったり、私が聞いた話でも、2日間で国分町で1,000万円使ったりとか、そういうことが実際に起きます。なぜそうなるのかと考えると、やはり社会的養護を離れるまでの間に、お金の感覚だとか生活をする中でのお金の使い方だとかを身につけるチャンスが、とても必要なのではないかと思うわけです。私もそういう意

味では、二十歳になって見送った震災孤児の子が、もう既に何人かいますけれども、おっしゃるとおり関係は切れないです。切れないというか、逆に切らないで、今度大人になった後の相談を受けられるような関係に、どうスムーズに移行していくかということ、後見人の弁護士としても考えるところではありますが、そこは里親さんと思いはおそらく同じだと思うので、今、養育されているお子さんについても、お世話になると思いますが、よろしくお願ひします。

里親支援の場面がすごく広くて、制度化していく必要があるということがト蔵さんのお話からも浮き彫りになったと思いますが、今、お話が出たように、お子さんたちが社会的養護、里親委託から自立をしていくという場面、18歳まで家庭復帰できなくて自立をしていくということになると、今の財産管理のことも含めて、これは1,000万円単位の支援金、義援金の貯金がある子どもについてだけの問題ではないですよ。児童手当というのは、里親さんにもこれは支給になるのですか。

村上氏 中学校3年生まで頂戴しました。

花島氏 ちょっと下世話な話かもしれませんが、それは実際に取り崩してお使いになっていましたか。

村上氏 それは貯金しています。

花島氏 貯金して自立するときに持たせてあげるのが、施設でも里親ケアでも一般的によく聞く話で、それを生かして使ってくれるかどうかというのは、すごく興味関心があるところです。御紹介ありがとうございます。

パネリストの小林さん、お待たせいたしました。小林さんのほうでは、いろいろな活動をなさっている中で、今日は里親委託や施設措置が終わって自立をしていく子どもたちのアフターケア事業を、電話相談を行う団体のチャイルドラインみやぎが受託団体として事業をなさっている立場から、お話を伺おうと思いました。

今仙台市と宮城県でそれぞれ事業化されているアフターケアの事業を受託されているということですが、その概要から御紹介いただけますか。

けれども、その概要から御紹介いただけますか。

小林 純子氏 はい。チャイルドラインという、子どもから直接の電話を受ける活動を16年前から宮城県で行っています。18歳までしか電話は聞かないということになって



いるのですが、18歳までの間にお付き合いをして子どもを産んで結婚、離婚まで経験したような子どもたちからも電話が架かってきていました。

この事業について仙台市が募集をしたときに当団体に声を掛けて下さったのが、一般社団法人パーソナルサポートセンターです。この事業は仙台市で募集したときは、有料職業紹介の許可を得ている団体しか受託ができないということになっておりました。なので、私たちは余り関係がないかなと思っていたのですが、東日本大震災後、仮設住宅の支援員さんの研修ということでパーソナルサポートセンターさんと御一緒にお仕事をしたことがあり、そのご縁で声を掛けられたのかと思っております。うちの団体の副代表理事が仙台市児童相談所の初代所長であったこともあり、「この事業は大事だからやりましょう」という一声で開始しました。

応募に当たって、スライドの6ですがいろいろな統計で出ているので、皆さんも御存じかと思うのですが、児童養護施設入所の大体6割が虐待を受けて入所していた、それから入所当時84%は親がいた、それから55%は退所まで施設で暮らす子が多い、そして子どもの約3割が障害を持っているということで、通常学級では6.4%しか発現率はないですが、この異様な高さというのには、やはり心を引き締めてかからないといけないのではないかと思います。

次のスライドですが、こちらが仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフター事業ということで、すごく長い名前ですが、国のスキームと少し違うところで仙台市がスタートしたのかなと思っております。なので、全ての事業が網羅されているわけではなく、入所中の子どもたちのソーシャルスキルトレーニングや、それから退所した児童に対するアフターケアというざっくりした枠組みでした。

そして、支援対象者は仙台市が所管する児童養護施設、現在4施設あるのですが、そこにいた児童及び退所した者、または里親委託児童、それから年齢はおおむね中学生から退所後25歳くらいまでの者という形で、その後は生活困窮者の枠組みなどで支援するというようなことを考えられたと思います。

支援コーディネーターというのは、特に規定されていませんので、これは児童相談所を想定していたのではないかと思うのですが、最初にお話があって、実際仕事をしてみると、児童相談所の職員さんが、自分たちがコーディネーターであるということを認識していなかったのではないかなというように事態に幾つか直面しました。18歳で措置解除です、あとはよろしくとなってしまっていたことがありましたので、現在は月1回、担当課と児童相談所で定例会を持つ中で、理解を深めながら、この事業をどういうふうに進めていったらいいのかということをお話合っている、走りながら、作りながらという状況になっています。次のスライドです。

次、宮城県の受託事業「社会的養護支援業務」は割と国の枠組みに近くなっています。

市と違うのが、貸付金のフォローアップというのが入ってまして、現在、貸付事業は宮城県社会福祉協議会が行っているのですが、それを借りたお子さんたちのフォローアップというのが、この事業に入っています。現在、移管して間もないので、実際に借りたお子さんと直接やりとりをしているということはまだないのですが、守秘義務などの関係もあり、個人情報をごどのように渡すかというお話をしているところなんです。

ソーシャルスキルトレーニングは、どちらでもやることになっているのですが、県のほうは、児童養護施設が先ほどお話に出ていた旭が丘学園さん、一つしかないところがありましたのと、あとそれぞれの自立生活援助をやっておられる「峠のまきば」さんとか「ロージーハウス」、今日は代表の大沼えり子さんが講演なさったのですが、それぞれに既に事業をやっておられて、自分たちでアフターフォローも行っているということなので、宮城県のほうでは、まだまだ個別の案件は少ないところなんです。

それで、県で力を入れている部分としては、雇用先となる職場の開拓というのが一つ入っています。企業への働き掛けとして、こういう児童養護施設に

入っているお子さん、里親委託されているお子さんたちの実状を広く社会に知っていただくという活動と、それから企業に対しての説明会のようなものを2回させていただきました。その中に、議員さんも顔を出していただきまして、分かっているようで分かっていない、社会的養護の実状というのをしっかり捉えていただくということに、今、力を入れています。

努力の甲斐あって、就労先として宮城県生協さんが職場体験や見学の受け入れ先になってくださったことは、大きかったかなと思います。また、建設関係の会社の方が多くいますが、うちでもそういうお子さんを雇用したいと思っているので、紹介してもらえませんかというようなお話も度々いただくようになりました。

施設の中でのソーシャルスキルトレーニングに関しては、先ほどお金の問題も出てきましたし、スマートフォンの問題など、いろいろ子どもたちが抱える問題がありまして、実は花島先生が組織しておられる仙台弁護士会の子どもの権利委員会の弁護士の皆さんに、講師として各施設へ出向いていただいて、対象の子どもが少人数でもちゃんとお話をさせていただいて、非常に効果が上がっていると思います。

28年7月から30年3月までの間で、4施設で48回、延べ227名参加してもらいました。施設の先生方には、非常にマッチングとか御苦勞をお掛けしたのですが、本当に協力していただいて、ありがたく思っています。

それから、就労支援のほうは、主に先ほどお話ししたパーソナルサポートセンターで、生活困窮者自立支援事業などもやり、職業紹介もやっておりますので、その企業さんのほうへ子どもたちが体験に入ったりしているところです。

概要としてはこのような感じで行っていますが、アフターケアについては本当に様々で、今まで12例ほど持ちましたけれども、仕事を辞めたいとか辞めてしまったとか、それから、これから自立するけれども、卒業したくなくて、ちょっと不登校、引きこもりだとか、それから貸付を受けて運転免許をとろうと思っていたけれども、通えなくなってしまって、返済をどうしようとか、自立援助ホームで閉じこもってしまったお子さんとか、あとは実親のところに帰されたけれども、すぐ出てきてしまって居場

所がなくて生活保護を受けたりとか、そういう方に、仕事を探したり、それから住居の支援などをしてきたところですよ。概要としては以上です。

花島氏 はい、ありがとうございます。地元宮城では、仙台市が先に、その後で宮城県もこの自立支援事業を事業化して、いずれも小林さんの団体が受託をして取り組んでいらっしゃるということで、御紹介をいただきました。

自立が大変で、支援が必要なのだろうということは、抽象的には世間でも知られるようになってきたかとは思いますが、実際にたくさん大人の大人になりかけの子どもたちに接する中で、まさに置かれている現状や、ケアも、今御紹介いただいたように、施設にいる間からのソーシャルスキルトレーニング、リビングケアなどで関わり、出た後のアフターケアもと、両方に関わっていらっしゃると思うのですが、その中で気付いた、今日皆さんに共有したい内容も、スライドを用意していただいているようですので、そちらのお話をいただいてもよろしいですか。

小林氏 はい。それでは9番のスライドです。

私たちが見た子どもたちの様子なのですが、発達障害が多いということもありますし、虐待されてきた子どもたちなので、どうしてもコミュニケーション能力に欠けるといえるか、自分の思いを言わない、それから発達障害があって虐待されたのか、虐待されているうちに発達性トラウマ障害となったのかと書いたのですが、この発達性トラウマ障害というのは、耳慣れない言葉だと思うのですが、虐待されているうちに脳に影響があるもので、もともとの発達障害ではないというふうに主張しておられる先生方もいらっしゃいました。実際、震災後生まれた宮城県の子子どもたちが、今、学校に入って発達障害が増えていると言われてます。それは多分、どちらも愛着形成がうまくできなくて、発達障害的な攻撃性や多動性を出しているのではないかと、符合するところが多いので、これから見ていかなければならない部分かなと思います。

私たちがワークをやっても、なかなか自分の考えを言えないというようなこともあったりしますし、施設の中では、割と基本的な生活習慣ができていますので、里親さんのほうだと子どもがわがままで、

思ったように行動してくれないというような悩みも聞かれました。それから、施設のルールがいろいろでして、スマートフォンとか携帯を持っていいという施設もあれば禁止のところもあったり、バイトも学校によっては禁止で、就業体験がないまま卒業してしまうというような子どももいたり様々です。実際のところ、スマホを持たないと危険は回避できるのですが、今の子どもたちは、友達関係がちょっと難しくなるというようなお話も聞きました。

それから、就職に関する情報として、やはり進学を諦めてしまうお子さんが多いので、例えば保育士になりたいというようなことをちらっと言ったとしても、「せめて専門学校とか短大に行かないと」と言うのと、「あ、無理」というふうに言うてしまう子が非常に多いなと思っています。

そして何よりも、自立のためにとにかくお金を貯めなくてはいけないということで、バイトに明け暮れている子どもも多く、ソーシャルスキルトレーニングをやりまよということ、土日、夜も出かけていくのですが、バイトを優先するお子さんがいて、行ってみたら受講者が1、2名だったということもありました。花島先生が一生懸命1人に対してお話ししてくださったこともあるような、それでも聞いてもらえば行くよと言ってくださる講師の方がいて成り立っていることだと思いました。

それから、退所に当たってですが、やはり先ほどの一人暮らしになってしまうと、本当に自分で自分を律することができないということをたくさん聞きました。それから、こつこつ働くよりも手軽にお金が入る仕事ということで、ちょっと悪いほうに進んでしまう子どももいます。それから進学を諦める、でも奨学金は貸付なので、学校を辞めたり仕事を辞めたりすると返さなくてはならない。それから、貸付金を受けるにしても、お部屋を借りるには敷金など初期費用が非常に必要なもので、最初のお給料をもらうまでの生活費はどうするといった問題も出てきます。

施設を出たお子さんは、お金を持って出ることが多いですが、実際に実家に帰ったお子さんによくあることは、せっかく貯めたお金を全部親に取られてしまったというようなことや、働き始めると親が来てお金をせびるなどの被害に遭っている子が非常に多いので、施設を出るときにお金を持っている子、あるいは里親さんのところを出る子どももそうですが、

全てに未成年後見人を付けてほしいと思っていますところ。

それから、仕事と住居のところですが、施設の先生や里親さんは、お家とお仕事とを一遍に解決できる寮付きのお仕事や作業所、グループホームなどセットになっているところをどうしても勧めがちです。就職するときはちゃんとできていいのですが、離職すると一緒に家まで失ってしまって、児童相談所にも戻れないし、いる場所がないから次の日からどうしたらいいか分からないということもありましたので、その後、一時的にいられる場所を公的に用意してもらいたいなと思っています。

それから、困ったときに相談する先へということでは、お家のほうは頼れないし、先生にはいいことしか報告ができないということで、言えば「頑張りなさいよ」と言われるに決まっているから言えないというようなお子さんもいました。それから、里親さんとの関係も様々で、今までの環境と全然違うということで戸惑うことも多いのかなと思います。

それと、先ほども里親さんの本音ということでもずっと出てきていますが、子どものほうからしても、18歳になったら出なければならぬということは感覚的には分かっているのですが、じゃあどういう暮らしを自分がやるのか、というイメージと実践がなかなか伴わなくて、18歳での措置解除というところをずるずると過ぎてしまって、結局実親さんのところに戻されるというようなことも何人か経験していました。ずっと一緒にいられないのだったら、里親、「親」というのはまやかしてはないかというふうに言われて、私もちょっと、子どもの気持ちを考えればそういうところもあるかなと思います。

帰すところがないというのは児童相談所も大変ですが、そういうところで里親さんも傷つくし、子どもも傷つく。こういう別れ方というのは一番避けなければならないのではないかなと思います。なので、私たちアフターはやりますけれど、その子たちには根っこが必要だと思っています。それは、実親さんかもしれないし、施設の先生かもしれないし、里親さんかもしれない。とにかくどこかに根っこがないと、自立が難しいということなので、その根っこをどこに据えるのか。これはみんなで考えていきたい問題だと思っています。

そういう中で、アフターケアをやっている私たち

が何かの役に立てればいいのかと考えると、一つ一つ、何とかその日を頑張りたいと思っていますところ。

社会的養護の下にある子どもたちに対し、タイガーマスクさんがランドセルを贈ったなどという報道もありましたが、施設の先生などが、「この子たちには実親がいるので、ランドセルぐらいは実親さんに買ってもらいたいな」とつぶやいたと聞いたりすると、本当にそうだなと思いました。

この子たちが、力を発揮できないことは「もったいない」のだと感じます。なので、その子たちの今の力を生かせるような環境づくりだと思うのです。まずは、こういう環境に関心を持って大人が知ること。そして子どもの話を聞くこと。子どもの話を聞くというのが、チャイルドラインにかけてくる子どもの75%ぐらいの子どもが、「別に解決は要らない、チャイルドラインで話を聞いてほしい」と言っているくらい、とにかく今の子どもたちは周りに話を聞いてもらえていないということなので、ゆっくり話を聞けるだけの人員を子どもの施設でも、里親さんのサポートでも、とにかくたくさん目と手と耳を置いてあげてほしい、そういう制度をつくらせたいなと思います。

児童相談所なのですが、最近、DVの目撃が虐待にカウントされるようになって、とても通報が増えています。これは対応しなければならないのはもちろんのことですが、私たちから見て、統計も少しゆがんでくるのです。というのは、加害者は父親がすごく増えたという集計結果になってしまうのです。このDVをしているのは大体父親なので、加害者が父親ということになるので、今日のフォーラムは虐待防止なので、その辺の統計もちゃんと中身を見ないといけないのではないかなと思っていますところ。

それから、里親さんの中には、児童相談所に相談をすると、自分が里親として不適ではないかと思われそうで、なかなか相談できないというものもあるのですが、先ほどけやきのト蔵さんのほうに相談してよかったということがありますが、仙台市はまだそういうセンターがないのです。なので、それも早急に作ってもらえたらいいなと思っています。

まず、国のほうでは22歳まで措置を延長ということ、もううたっているとすれば、18歳で児童

相談所の関わりは終わりですということは言えないと思うので、そこを一緒に走ってくれる、私たちアフターケアにも一緒に伴走してくれるような関係性を早く作りたいと思っています。

とにかく私たちは、初めて外から入ってきてこういう事業をしていますので、社会的養護のお仕事の中にいる皆さんはすごく我慢して頑張っておられるなと思います。その実態をもう少し社会にも、県や市にも言って変えていくという力を一緒に発揮できたらいいのかなと思っています。

今、けやきさんからも、里親さんにアフターケアのチラシを配っていただいたり、いろいろなところに呼んでいただいて事業の広報をさせていただいたり、それから卜蔵さんには、実はもう一つ肩書があって「夢歩」という団体をつくっておられて、その声掛けで9月に民間3団体で合同研修会というのをやりました。本当にそういう人的な交流が、これからこういう事業の中では非常に大事であり、そして子どもの権利が一番考えられるようなアフターケアなどは特に、こういう関係が一番大事なので、それが一本でつながれたらいいと思っています。

先ほど、居所の確保が難しいというお話をしました。保証人制度があるでしょうと言われるのですが、18歳、19歳で不動産屋さんに行ってそれを使っても、更に保証人を求められますし、児童相談所の所長さんに保証人になっていただくのも、不動産が決まってから書類を出さなくてはならないのです。しかし、物件は次々決まるので、不動産さんは待っていてくれないわけです。そういう現実性がない制度は、あっても使えないので、これも何とか手軽に使えるようにしてもらいたいと思っています。

花島氏 どうもありがとうございました。皆さんにもアフターケアの事業のイメージを持っていただけましたでしょうか。こういう現状にあって、そこに一件一件対応されているということで、まとめるとこういう説明になりますけれども、ご覧いただいて分かるように、子ども自身が直面する自立の壁というのは多岐にわたっていて、でもそれが住むところのことにしても、仕事のことにしても、次の自立につながる大変重要なところに大きな壁があって、それは事業を立ち上げたからといって、すぐに何か使



えるような資源があるわけでもなく、それをてこに社会全体のお金の使い方の問題にまで発展させないという形になっていかないということで、その声を発信する役割を小林さん中心にやっていらっしゃるというお話を伺えたと思います。どうも御紹介ありがとうございました。

実際に、今やっっている事業というのは、国のほうで制度化されているわけではなくて、県や市で事業化されて、国のお金も若干入っている部分もあるでしょうけれども、こうしたものが当然に社会的養護にセットでできるようになればいいということ。それは先ほどの里親支援のフォスタリング機関の制度化と並行して、どちらも今までの児童相談所業務の中でなかなか手が回らなかったけれども、今非常に重要性が認識されている部分を、それぞれ制度化して、全国どこでもそういうサービスを子どもたちが受けられるように、あるいは里親さんもそういう支援が受けられるようにというようなことが、この分科会で言っていきたいことです。この後の全体会で、そのような話が第3分科会では出ましたと、私のほうでも報告をしたいと思っています。私のほうではそのように、今日のお話を聞かせていただきましたが、最後にこれだけは伝えておきたいということ、一言ずつ順にお話を伺ってまとめとさせていただきます。

地主さん、ずっと聞いていただいて、思うところがあれば、まず地主さんから一言ずつ発言していただけますでしょうか。

地主氏 オギャーと生まれてから、人間は自立するまで生きるということですがけれども、我々乳児院の役目としては、まず自立の土台となるかわいがって

もらうというところ、仙台では「めんこがる」と言いますけれども、かわいがってもらうというところを施設としては重きを置いて、悲しいかな家庭から離されてしまった子どもたちを十分かわいがるような働き掛けをしたいと思います。

あと乳児院としても、里親支援機関ということで認可を受けていますので、うちから委託をされたお子さんの里親さんの相談もできる場所は対応したいし、一緒に考えていきたいと思っています。今日は本当にありがとうございました。

村上氏 里親の立場から、里親の心身の健康が結局は子どもたちの幸せにつながると思っていますので、ゼヒレスパイトの完備をお願いいたします。ありがとうございました。

卜蔵氏 里親を始める方は、皆さん善意で始める方が多いのですが、例えば不調で里親を失敗したりすると、何となくそれによって、その人の人生そのものが非常にネガティブな感じになってしまいます。そうではなくて、本当に里親自身も里親をやってよかったと言えて初めて子どもも幸せになるのではないかと思うのですね。ですから、やはりセンターの役割としては、子どもが幸せになるのはもちろんですが、里親自身も、里親をやって本当によかったと言えるような、そうした里親生活を送れるように、しっかり支援を行っていききたいと思っています。

小林氏 施設とか里親さんのところで育ってきた子どもは、なかなか自分の意見を言えないというようなことを先ほどお話ししました。大人がみんな決めてきた。だから、大人に対しては不信感もすごく持っているし、恨みもあるみたいな子がとても多いかなと思います。なので、子どもの話をとにかくまず聞いて、子どもにも選択するというのをさせていただければよいと思います。それが子どもの力を付けることではないかと思っています。以上です。

花島氏 長い時間にわたって、皆さんにもご清聴いただきましてありがとうございました。私も少しお時間を頂戴したいと思います。

弁護士がどうしてコーディネーターをしているのかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。

児童福祉の現場に弁護士が関わるということについては、今でこそ、児童相談所に弁護士を配置するというようなことになってきましたけれども、私が児童福祉に関わるようになった20年前は、法律家として大変アウェー感があり、このようなところでコーディネーターをする日が来ようなんていうことは思ってもいませんでしたが、弁護士として、家族の問題、少年非行の問題、DVの問題、そうした家族病理に関わる中で、当然のように児童福祉の分野に突き当たりました。僕ら法律家というのは、過去にこういうことがあったと、例えば人に害を与えたとか、それを法律で懲らしめるとか、過去の評価が法律家の主なジャンルでした。でも、児童福祉に関わっている方は御存じのとおり、未来をどうやっていくか、ケースワークの考え方でどう取り組むかというところの視点がないとならないということ。弁護士の活動では事件というのは一瞬しか関われないのです。裁判に出して、判決が出ると終わりなわけで、それ以上は弁護士と付き合いたいという方は余りいませんので、「またどうぞ。また何かあったらどうぞ」と言いたいのですが、言うとは失礼になるので、言わずに「何もないことがいいことですよね」と言って送り出すわけですが、そうではなくて、やはりどういうことがあって、今があって、これから未来をどうやって生きていくのかという、トータルで見るということというのは、私の弁護士としての関わり方をすごく大きく変えてくれたのが、この児童福祉の分野でした。

その中で児童相談所と関わりができ、児童養護施設などとも関わりができ、たまたま村上さんとも後見人として同じお子さんに関わることになりというようなことで、卜蔵さんにもよそでもたくさんお世話になっていますし、小林さんとも一緒にアフターケアの事業をやっていると、そういうネットワーク、言い古された言葉ですが、ネットワークに私も混ぜてもらって、それで子どもたちと一緒に生きていくというのを実践できるフィールドという意味では、大変やりがいを感じています。そういう顔の見える付き合いの中で、お互いの痛みなど、顔が見える付き合いで愚痴が言えるって大事ですよ。一人で抱え込まないでとはよく言われますけれども、そういう方たちと一緒に、今日は分科会が持てたことは、私としても大変ありがたい思いでいっぱいです。た

くさんの方に、今日お越しいただきましたけれども、大変感謝申し上げます。

これで今日の分科会は締めたいと思います。御静聴ありがとうございました。

